

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R5.4)										新条文(R6.4)									
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由			
第1編 共通編																			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	0	1103	0		受発注者の責務		1	1	0	1103	0		受発注者の責務					
1	1	0	1103	0			受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。								1.受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	条項の整理			
1	1	0	1103	0			受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。								2.受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	条項の整理			
1	1	0	1103	0				1	1		1131	0			3.受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	国土交通省仕様書に準拠			
1	1	0	1139	0		保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	0	1139	0		保険加入の義務	1.受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	条項の整理			
								1	1	0	1139	0			2.受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国土交通省仕様書に準拠			
測量業務共通仕様書 共通編																			
1	1	0	1103	0		受発注者の責務		1	1	0	1103	0		受発注者の責務					
1	1	0	1103	0			受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。								1.受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	条項の整理			
1	1	0	1103	0			受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。								2.受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	条項の整理			
1	1	0	1103	0				1	1		1131	0			3.受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	国土交通省仕様書に準拠			
1	1	0	1139	0		保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	0	1139	0		保険加入の義務	1.受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	条項の整理			
								1	1	0	1139	0			2.受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国土交通省仕様書に準拠			
地質調査業務等共通仕様書 第1編 共通編																			
1	1	0	1103	0		第1103条	受発注者の責務	1	1	0	1103	0		第1103条	受発注者の責務				
1	1	0	1103	0			受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。								1.受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	条項の整理			
1	1	0	1103	0			受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。								2.受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	条項の整理			
1	1	0	1103	0				1	1		1131	0			3.受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	国土交通省仕様書に準拠			

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R5.4)						新条文(R6.4)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
1	1	0	1140	0		保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	0	1140	0		保険加入の義務	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	条項の整理
1	1	0	1140	0				1	1	0	1140	0			1. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国土交通省仕様書に準拠
1	2	0	1203	0		調査等		1	2	0	1203	0		調査等		
1	2	0	1203	5	(2)	検尺	掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。	1	2	0	1203	5	(2)	検尺	掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会もしくは遠隔現場のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。	国土交通省仕様書に準拠
1	4	2				スウェーデン式サウンディング試験								スクリュウウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験)		国土交通省仕様書に準拠
1	4	2	1402			目的	スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	1	4	2	1402			目的	スクリュウウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験)は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	国土交通省仕様書に準拠
			1405			試験等	1. 試験方法及び器具は、JIS A1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) によるものとする。				1405			試験等	1. 試験方法及び器具は、JIS A1221 (スクリュウウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験)) によるものとする。	国土交通省仕様書に準拠
			1406			成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221 (スウェーデン式サウンディング試験方法) により整理し提出するものとする。				1406			成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221 (スクリュウウエイト貫入試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験)) により整理し提出するものとする。	国土交通省仕様書に準拠